

# 身体拘束等適正化に関する指針

あけぼの医療福祉センター成人寮  
アドバンテージあさひ

## 1. 基本的な考え方

身体拘束等は利用者の行動の自由を制限するものであり、尊厳ある生活を阻むものであるため、当事業所では安易な支援方法として身体拘束を選択することなく、全ての職員において身体拘束廃止に向けた意識を持ったうえで、利用者支援に努める。

また、サービス提供にあたり、当該利用者または他の利用者等の生命・身体・権利を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、原則として身体拘束及びその行動制限を行わないこととする。

## 2. 根拠となる法令等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準

山梨県指定障害者支援施設等に関する基準等を定める条例

## 3. 組織に関する事項

虐待防止及び身体拘束適正化等を目的として、虐待防止・身体拘束適正化委員会（以下「委員会」という）を設置する。

委員会の構成員は、施設管理者（所長）、次長、サービス管理責任者、課長、課長補佐、看護職員、虐待防止担当職員とする。なお、必要に応じて、職員、医師及び知見を有する第三者の助言を得る。

委員会は、年2回以上、定期的に開催し、次のことを検討・協議する。但し、緊急的な事案が発生した場合は、その都度行うものとする。

- ・身体拘束等廃止に向けての現状把握及び改善
- ・身体拘束等を行う妥当性
- ・身体拘束等解除の妥当性
- ・職員研修及び意識啓発
- ・その他必要な事項

## 4. 職員研修に関する事項

支援に関わる職員に対して、身体的拘束等の適正化の基礎的内容や知識を普及・啓発することを目的とした研修を実施し、利用者の人権を尊重した支援の励行を図る。

- ・定期的な教育や研修（年1回以上）の実施
- ・新任者に対する身体拘束廃止、改善のための研修の実施
- ・その他必要な教育や研修の実施（事例検討、外部研修の受講等）

## 5. 身体拘束等が発生した場合の報告方法等・対応に関する事項

身体拘束等は行わないことが原則であるが、利用者本人または他の利用者の生命または身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束等を行わなければならない場合、以下の手順に従って実施する。

### （1）身体拘束等の必要性の検討

利用者本人または他の利用者の生命または身体が危険にさらされる可能性があ

ると考えられる場合には、委員会を中心に十分に検討を行い、①切迫性、②非代替性、③一時性、の三要件の全ての満たしているかどうかについて評価、検討する。

上記三要件を満たし、身体拘束等以外の対策が困難な場合のみ、本人または保護者の同意を得て行う。

実際にやむを得ず身体拘束等を行った場合は、その状況についての経過記録の整備を行い、できるだけ早期に拘束を解除すべき努力をする。

- ①切迫性・・・生命または身体が危険にさらされる緊急性が著しく高いこと
- ②非代替性・・・身体拘束その他の行動制限を行う以外の代替法がないこと
- ③一時性・・・身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

【身体拘束に該当する具体的な行為】 [厚生労働省「虐待防止の手引き」抜粋]

- ・車いすやベッド等に縛り付ける。
- ・手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋を付ける。
- ・行動を制限するために、介護服（つなぎ服）を着せる。
- ・支援者が自分の体で利用者を押さえ付けて行動を制限する。
- ・行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ・自分の意思で開けることができない居室等に隔離する。

#### (2) 利用者本人及び保護者の対する説明

利用者の人権を尊重し、安心してサービスを利用していただくため、契約時に事業所の方針を説明する。必要があれば、個別支援計画書に身体拘束等を行う可能性を盛り込み、利用者または保護者の同意を得る。その際、身体拘束等の内容・理由・改善に向けた取組方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努める。

#### (3) 記録と再検討

身体拘束等を行った場合は、その態様及び時間、利用者の心身の状況、やむを得ない理由、そのた必要な事項を記録し職員間で共有するとともに、身体拘束の早期解除に向けて拘束の必要性や方法について隨時検討する。その記録は5年間保管する。

#### (4) 拘束の解除

記録と再検討の結果、または拘束後すぐに安全が確保されて身体拘束等の三要件に該当しなくなった場合は、直ちに身体拘束等を解除し、利用者及び保護者に報告する。

### 6. 指針の閲覧に関する事項

当事業所の身体拘束等に関する指針は、求めに応じ利用者及び保護者が自由に閲覧できるように、当事業所のホームページに公表する。

### 7. その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な事項

4に定める研修のほか、関係機関等により提供される身体拘束等に関する研修等には積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を図るよう研鑽に努める。

### 附則

この指針は、令和4年4月1日より施行する。

## 身体拘束等を実施する場合の手順

### 1. 身体拘束等の対象となる利用者の状況及び原因の把握・分析

拘束の是非について検証

☞ 身体拘束関係職員会議

メンバー：サービス管理責任者、生活介護課長、自立訓練課長、看護師  
ケース担当職員、虐待防止担当職員

### 2. 「緊急やむを得ない場合」の判断について慎重に検討・決定

身体拘束の解消に向けた取組や目標とする解消時期等についても検討

☞ 虐待防止委員会＝身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会

メンバー：所長＜委員長＞、次長、サービス管理責任者、課長、看護職員  
虐待防止担当職員

※身体拘束判定会議としての位置付け

### 3. 組織による決定

管理者である所長の最終意思決定

### 4. 個別支援計画の変更

身体拘束を含む「個別支援計画書」を作成

### 5. 本人及び保護者への説明

やむを得ず身体拘束等が必要な理由を説明

個別支援計画書及び身体拘束に関する同意書の確認、署名

### 6. 身体拘束等の開始

身体拘束等の方法、時間帯、一時解除予定表を全職員に周知し、開始

### 7. 身体拘束等の経過

身体拘束結果・経過観察記録を作成

### 8. 身体拘束等の継続・解除の検討

前記1. 2を適宜開催し、安全確認及び拘束の必要性を検討

### 9. 身体拘束の解除等

利用者及び保護者に報告するとともに、職員に周知

様式

## 身体拘束に関する同意書

様

- あなたの状態が下記の①②③をすべて満たしているため、緊急やむを得ず、下記の方法と時間において最小限度の身体拘束を行います。
- ただし、介助することを目標に鋭意検討を行うことを約束いたします。

記

①切迫性	利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い
②非代替性	身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する看護・介護方法がない。
③一時性	身体子拘束その他の行動制限を一時的なものである。
拘束が必要なる理由 (個別の状況)	
拘束の方法 (場所・行為(部位・内容))	
拘束の時間帯及び時間	
特記すべき心身の状況	
拘束期間	開始予定 令和 年 月 日 時から 解除予定 令和 年 月 日 時まで

上記のとおり実施いたします。

令和 年 月 日

山梨県立あけぼの医療福祉センター成人寮

所長

印

説明者

印

### <利用者・家族の記入欄>

上記の件について、説明を受け、確認いたしました。

令和 年 月 日

利 用 者

印

対応者氏名  
(本人との続柄)

印  
)

様式

身体拘束に関する利用者の日々の態様記録

様

年月日時	日々の心身の状態等の観察	備考（身体拘束・挙動等必要に応じて使用）	確認者サイン